

## 七尾市週休2日工事実施要領

### 1. 主旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において週休2日（4週8休相当）に取り組む、「七尾市週休2日工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

### 2. 発注方式

発注方式は、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事

(2) 施工者希望型

工事着手前に、受発注者で協議のうえ、週休2日に取り組む工事

### 3. 対象工事

対象工事は、次のとおり発注するものとし、特記仕様書において対象工事を明記する。

(1) 週休2日工事

災害復旧工事を除く全ての工事を対象とし、発注者指定型とする。

(2) 週休2日工事（交替制）

災害復旧工事（港湾・営繕工事を除く）を対象とし、施工者希望型とする。

(3) 週休2日工事（現場閉所）

災害復旧工事（港湾・営繕工事）を対象とし、施工者希望型とする。

週休2日工事対象表

名称	発注方式	対象工事
週休2日工事	発注者指定型	災害復旧工事を除く全ての工事
週休2日工事（交替制）	施工者希望型	災害復旧工事（港湾・営繕工事を除く）
週休2日工事（現場閉所）	〃	災害復旧工事（港湾・営繕工事）

### 4. 取組内容

#### 4-1-1 工期設定（週休2日工事）

原則として（1）により設定することとするが、これによりがたい場合は（2）によることができるものとする。

(1) 標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定（工期設定支援システム）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不可能率（国の年間作業不可能率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く）

全体工期		
準備 工種毎設定 ※20～90日	工事期間 (施工量／標準日当り施工量) × 1.9	後片付け 15～20日

準備日数	後片付け日数	工種区分
20	15	森林整備B（農林水産）
		森林整備A（農林水産）
30	20	砂防・地すべり等（土木）、河川維持（土木） 公園（土木）、下水道（土木）
40	15	治山・地すべり（農林水産）、海岸（農林水産） 道路（農林水産）
	20	河川（土木・農林水産）、海岸（土木） 河川・道路構造物（土木・農林水産）、道路改良（土木）
舗装新設（土木・農林水産） 道路維持（土木・農林水産）		
橋梁保全（土木・農林水産）、舗装修繕（土木）		
P C 橋（土木・農林水産）		
共同溝等（土木）、トンネル（土木・農林水産）		
鋼橋架設（土木・農林水産）、電線共同溝（土木）		
50		
60		
70		
80		
90		

※工種区分（ ）内記載について、土木は土木工事標準積算基準適用工事における工種区分、農林水産は農林水産省基準適用工事における工種区分とする。

※上記に記載がない工種区分については、土木工事標準積算基準適用工事については準備期間30日、後片付け期間20日、農林水産省基準適用工事については準備期間40日、後片付け期間15日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定する。

※営繕工事については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方にに基づき、設備を含めた各工事の施工期間を確保し、適切な工期を設定する。

## （2）過去の実績等による設定

土木工事積算資料の過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとする。なお、週休2日を考慮するため、1月当たり4日を加算し工期を設定すること。

積算資料に記載がないものについても、詳細設計業務等において作成した施工計画や過去の実績を考慮のうえ工期を設定することとし、週休2日を考慮するため、原則として、1月当たり4日を加算すること。

### 4-1-2 工期設定（週休2日工事（交替制）、週休2日工事（現場閉所））

災害復旧工事の特殊性や出水期及び、過去の実績等を考慮して工事日数を参考に工期を設定することとする。なお、4-2の実施協議の結果、実施の有無による工期変更は行わない。

### 4-2 週休2日工事（交替制）、週休2日工事（現場閉所）における実施協議

週休2日工事（交替制）または週休2日工事（現場閉所）を受注した受注者は、現場着手前までに、協議書（様式第2号）により、七尾市週休2日工事の実施の有無を発注者と協議することとする。

なお、協議の結果、実施しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

### 4-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日工事に取り組むことを記載した工事看板（別図）を設置することとする。

#### 4-4-1 工程管理（週休2日工事、週休2日工事（現場閉所））

##### （1）工事着手前

受注者は、工事着手前に週休2日の計画工程を工事工程表（様式第1号）に記入し、監督員に提出・共有することとする。

##### （2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表（様式第1号）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

##### （3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表（様式第1号）に実施工程を記入し、監督員に提出することとする。

#### 4-4-2 工程管理（週休2日工事（交替制））

##### （1）工事着手前

受注者は、工事着手前に休日取得〔計画〕表（様式第3号）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

##### （2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表（様式第3号）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

##### （3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式第3号）を作成し、監督員に提出することとする。

### 5. 週休2日の工事の定義

#### 5-1 週休2日工事、週休2日工事（現場閉所）

工期内の対象期間において、週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保することとする。4週8休相当とは、工事着手日から工事完了日のうち、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

##### （1）対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみ期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

##### （2）工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

##### （3）工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

##### （4）現場閉所

- ・工事施工箇所において、材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現場作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出

来形計測等は不可)。

- ・天候不順(雨天・降雪等)により休工した日は現場閉所とする。

#### 5-2 週休2日工事(交替制)

工期内の対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日(4週8休相当)の休日を確保することとする。

4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

##### (1) 対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみ期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

##### (2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

##### (3) 工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

### 6. 週休2日の確認方法

#### 6-1 週休2日工事、週休2日工事(現場閉所)

発注者は、4-4-1の工事工程表(様式第1号)に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うものとする。

- ・対象期間(工事着手日から工事完了日まで)
- ・週休2日(4週8休相当)の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

#### 6-2 週休2日工事(交替制)

発注者は、4-4-2の休日取得[実績]表(様式第3号)に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うものとする。

- ・対象期間(工事着手日から工事完了日まで)
- ・週休2日(4週8休相当)の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

### 7. 費用

#### 7-1 週休2日工事

- ・当初設計から、週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた積算を行うものとする。
- ・工事完了時に現場閉所の達成状況を確認し、週休2日に満たない場合は上記補正分を減額するものとする。

#### 7-2 週休2日工事（交替制）、週休2日工事（現場閉所）

- ・当初設計では、従来基準により積算するものとし、週休2日の確保が確認できた場合（見込まれる場合）は、週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた積算を行い、変更設計を行う。
- ・ただし、工事着手前に発注者と様式第2号による協議が整わなかったもの、または協議を行わなかったものは補正の対象としない。

#### 8. 評定（営繕工事は除く）

- ・週休2日の確保ができた場合は、七尾市工事成績評定要領の別記様式第1-1「工事成績採点表」における考査項目「6. 社会性等（第二次評定）」の「その他」の項目において「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」とし、2.5点の加点を行う。
- ・週休2日工事において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休2日の実施について虚偽報告を行った場合は、七尾市工事成績評定要領の別記様式第1-1「工事成績採点表」における考査項目「7. 法令順守等（第二次評定）」の「8. その他」の項目において、7.5点を減ずる措置を行うものとする。

#### 9. その他

この要領に定めのない事項又はこの要領に関し疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

##### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

<工事看板参考図>

**ご迷惑をおかけします**

〇〇〇〇〇〇〇を  
なおしています

令和〇年〇月〇日まで  
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

**〇〇〇〇〇〇工事**

**この工事は、週休2日工事です**

発注者 七尾市〇〇部〇〇課  
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
現場代理人 〇〇 〇〇

・工事看板に「この工事は、週休2日工事です」と記載する。